第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	清掃施設整備課・日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	公益財団法人　日本容器包装リサイクル協会・東京都港区虎ノ門一丁目１４番１号　郵政福祉琴平ビル
工事等の名称	容器包装ごみ再商品化委託
工事等の場所	松戸市五香西五丁目１４番地の１他
種　別	容器包装ごみ再商品化
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	71.0 円／kg（消費税及び地方消費税を除く）
工事等の概要	容器包装ごみ再商品化
随意契約の理由	本契約は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第１１２号。「容器包装リサイクル法」）に基づくものであり、市町村が分別収集後に梱包したものを指定法人が引き取り、その指定法人から委託を受けた再商品化事業者によってリサイクルするという流れになっている。この指定法人は同法第２１条の規定により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定されており同協会が唯一の相手方となることから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、随意契約としている。